

平成 18 年第 2 回にかほ市議会定例会会議録（第 5 号）

1、本日の出席議員（ 45 名 ）

1 番	佐々木	勇	2 番	黒田	直孝
3 番	佐々木	春男	4 番	竹内	睦夫
5 番	飯尾	明芳	6 番	荘司	範彦
7 番	佐藤	元	8 番	斎藤	和夫
9 番	池田	甚一	10 番	板垣	英雄
11 番	宮本	久美子	12 番	工藤	久市
13 番	加藤	照美	14 番	長谷川	誠
15 番	佐々木	正雄	16 番	佐々木	正勝
17 番	竹内	賢	19 番	池田	好隆
20 番	梶原	澄夫	21 番	伊藤	知
22 番	佐々木	正己	23 番	村上	次郎
24 番	山田	明	25 番	高橋	二郎
26 番	飯尾	善紀	27 番	佐々木	弥四夫
28 番	佐藤	功	29 番	佐藤	文昭
30 番	小川	正文	31 番	本藤	敏夫
32 番	佐藤	範義	33 番	菊地	衛
34 番	宮崎	信一	35 番	伊藤	晃
36 番	須田	鉄郎	37 番	佐々木	元
38 番	齋藤	信義	39 番	池田	敏郎
40 番	佐々木	正明	41 番	市川	雄次
42 番	佐々木	栄	43 番	佐々木	春男
44 番	須田	金一	46 番	佐々木	正勝
47 番	榊原	均			

1、本日の欠席議員（ な し ）

1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長	竹内 享一	参	事	佐藤 正
庶務係長	藤谷 博之	主	査	佐々木 美佳

1、地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市長	横山 忠長	教育長	三浦 博
総務部長	須田 正彦	市民部長	笹森 和雄

産業建設部長	金子 則之	象潟市民サービスセンター長	松野 勝弘
仁賀保市民サービスセンター長	阿部 五郎	金浦市民サービスセンター長	三浦 忠彦
教育次長	佐藤 定夫	ガス水道局長	宮崎 俊雄
消防長	高橋 誠	総務課長	斎藤 隆一
企画課長	竹内 規悦	財政課長	佐藤 好文
税務課長	佐藤 縫子	情報システム課長	池田 史郎
収入役室長 収入役職務代理者	斎藤 乃里子	選挙管理委員会 事務局長	佐藤 正記
国体推進室長	佐々木 秀明	市民課長	木内 利雄
生活環境課長	佐藤 侑	清掃センター長	柴田 正彦
健康福祉課長	阿部 洋子	福祉事務所長	佐藤 秀男
農林課長	大場 久	農漁村整備課長	伊藤 賢二
商工課長	斎藤 芳克	観光課長	長谷山 良
農業委員会事務局長	斎藤 利秀	建設課長	佐藤 家一
都市整備課長	阿部 誠一	下水道課長	佐々木 義明
教育委員会 学校教育課長	佐藤 和広	社会教育課長	斎藤 俊
文化財保護課長	安倍 溥	仁賀保公民館長	岩井 敏一
象潟公民館長	佐藤 文一	フェライト子ども 科学館長	森 浩一
白瀬記念館長	佐藤 金矢	象潟体育館長	斎藤 弘
管理課長	本間 正志	事業課長	須田 登美雄
熱量変更推進室長	小柳 伸光	消防次長	佐藤 吉晴
消防署長	下居 和夫	消防総務課長	中津 博行
消防予防課長	佐藤 松雄	消防警防課長	北岡 二人
消防通信指令課長	三浦 菊雄		

1、本日の議事日程は次のとおりである

議事日程第5号

平成18年3月9日(木曜日)午前10時開議

- 第1 議案第67号 平成18年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定予算
- 第2 議案第68号 平成18年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定予算
- 第3 議案第69号 平成18年度にかほ市老人保健特別会計予算
- 第4 議案第70号 平成18年度にかほ市簡易水道特別会計予算
- 第5 議案第71号 平成18年度にかほ市公共下水道事業特別会計予算

- 第 6 議案第72号 平成18年度にかほ市農業集落排水事業特別会計予算
- 第 7 議案第73号 平成18年度にかほ市観光施設整備特別会計予算
- 第 8 議案第74号 平成18年度にかほ市ガス事業会計予算
- 第 9 議案第75号 平成18年度にかほ市水道事業会計予算
- 第10 議案第76号 人権擁護委員候補者の推せんについて
- 第11 議案第77号 人権擁護委員候補者の推せんについて
- 第12 議案第78号 損害賠償の額を定めることについて
- 第13 議案第79号 損害賠償の額を定めることについて
- 第14 議案第80号 平成17年度にかほ市一般会計補正予算（第3号）
- 第15 議案第81号 平成17年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第16 決算特別委員会の設置
- 第17 一般会計予算特別委員会の設置
- 第18 議案及び陳情の付託

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第5号に同じ

午前10時00分 開 議

議長（榊原均君） ただいまの出席議員は45人です。定足数に達しておりますので、会議は成立します。

これから本日の会議を開きます。

日程第1、議案第67号平成18年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定予算から日程第9、議案第75号平成18年度にかほ市水道事業会計予算までの9件を一括議題とします。

議案第67号平成18年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定予算の質疑を行います。

なお、発言は自席で行ってください。

これから質疑を行います。17番竹内賢議員の質疑を許します。17番竹内賢議員。

17番（竹内賢君） おはようございます。

私は、1点ですが、ページの186から187、歳入歳出予算についてということで、いずれ、基金から、旧金浦町会計の場合、繰入金が2,500万円があります。そうなりますと、旧金浦町の国保の財政調整基金はゼロになります。繰越金は、旧象潟町が1億3,000万円、旧仁賀保町会計が8,000万円ということであります。合併協議会で確認された基金持ち寄り額4,790万円と2,470万円と6,760万円については手をつけないという確認がされております。19年度まではそれぞれ旧町の特別会計ですから、旧金浦町の国民健康保険税の税率改正が当然必要になるのではないかと思います。

旧象潟町では16年度に十分な時間や説明もなく大幅な引き上げで、住民から大きな不満や憤激があったということがありました。したがって、税率改正ということは、今回の場合 — 旧金浦町の場合も、これは負担増になるわけですから、金浦地区住民に対してしっかりと説明、いわゆる理解をしてもらう、そういうことをどういう手法でやるのか、お考えをお聞かせ願いたいと思います。

議長（榊原均君） 答弁、市民部長。

市民部長（笹森和雄君） お答え申し上げます。

合併の際に持ち寄る基金は、やむを得ず取り崩した場合には、税率改正してでも持ち寄った基金を不均一課税が統一されるまでに確保することにしております。平成18年度国保特会予算の基金繰入金2,500万円は、御指摘のとおり金浦分のものでございます。金浦分の保険税の収入の不足を補うために基金を取り崩した予算としておりますので、御指摘のとおり税率改正をしなければならぬ状況下にあります。ただし、この税率改正をいたしまして、持ち寄る基金まで積み立てまして、その合併の際に持ち寄るべき基金を持ち寄ると。その基金は確保したい、税率改正をして確保したいという考えでおります。

このため、国保運営協議会と税率の上げ幅等を十分協議を重ねまして、また、住民周知につきましては、金浦地区の住民に行政の懇談会等町内で開かれる予定のところもあります。既に開かれたところもあります。このような機会をとらえまして、これにつきましては説明しているところでございます。それから、また、3月発行の国保だより、あるいはにかほ市の広報に掲載しまして御理解を願おうと思っているところでございます。以上です。

議長（榊原均君） 竹内賢議員。

17番（竹内賢君） 今のお話の中で、行政懇談会を開かれたところでは説明をしているというお話でしたから、いずれ増額、いわゆる税金が高くなりますよと。おおよそのところ、例えば、表を示して、現在このぐらいの人方はこのぐらいになりますよとか、そういう具体的な内容についてまで説明をされたのか。だとすれば、この場でも一定の説明をお願いしたいと思います。

議長（榊原均君） 答弁、市民部長。

市民部長（笹森和雄君） 額等につきましては、まだ17年度の医療費も確定してございません。それで、どれほど税に反映しなければならないのか、まだ未確定な部分がありますので、その額については具体的には説明する段階に至っておりません。

議長（榊原均君） 竹内賢議員。

17番（竹内賢君） 12月の定例会の際も、私、国保の問題について質問した際に、金浦分についてはかなりマイナスの部分が出てきておりましたから、何とというか、推定的に、例えば、今、2,500万円入れて、これで間に合うのか、18年度。あるいは、18年度の税率改正、これは6月にして7月から始まるわけですから、7月から始まるわけですからもう2ヵ月か3ヵ月しかないわけです。確かに17年度についてはまだ確定はしていないわけですがけれども、時間的に言うとかかなり短い、いわゆる短期間で説明をして、そして引き上げと、こういう形にならざるを得ないと思うんです。したがって、予告編ということで説明をされているわけですがけれども、もう少しやっぱり住民の皆さま

んが、私の場合はこのくらい上がるのかと、こういう推定的なものというのはできないのですか。

例えば、今の予算を見ても、例えば金浦については、この予算で具体的に間に合うのかどうか。だとすれば、およそこのくらい、例えば繰越金というのをはっきり言ってないわけですから、ないわけですから過去5年間なら5年間、あるいは3年間なら3年間の推定の医療費という、保険給付費というのわかりますから、それに基づいてこのくらいの値上げ幅になりますよと、このくらい不足しますよという、いわゆる不足する額についてどのくらいというのがわかりますか、それ1点だけ伺います。

議長（榊原均君） 答弁、市民部長。

市民部長（笹森和雄君） 17年度の決算見込みにつきましては、17年度に繰入金以外の一般会計からの繰入金が2,500万円ほどありましたので、平成16年度と同じくらいか、またはやや低目、国県からの補助金いかにによっては赤字も見込まれるというような状況下にございます。

ただ、先ほど来、具体的な税額を示されないかということでございますけれども、平等割、均等割、所得割、資産割、4つの課税方式でやっているものですから、その税率をいかに調整して間に合うような保険税を確保するかということは、今のところ具体的に計算はしておりませんので、御理解願いたいと思います。

議長（榊原均君） これで議案第67号の質疑を終わります。

次に、議案第68号平成18年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定予算から、議案第75号平成18年度にかほ市水道事業会計予算まで8件の質疑を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） 御異議なしと認めます。よって、議案第68号から議案第75号までの8件の質疑は省略し、質疑を終わります。

日程第10、議案第76号人権擁護委員候補者の推せんについてから日程第15、議案第81号平成17年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）までの議案6件を一括議題とします。朗読を省略しまして、当局から提案理由の説明を求めます。市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

市長（横山忠長君） おはようございます。追加提案しております議案の要旨について御説明を申し上げます。

議案第76号人権擁護委員候補者の推せんについてでございます。

任期満了に伴う人権擁護委員の候補者として、新たに金浦の佐藤久美子氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法の規定に基づき議会の意見を求めるものでございます。

次に、議案第77号、同じく人権擁護委員候補者の推せんについてでございます。

任期満了に伴う人権擁護委員の候補者として、新たに金浦の柴田禮子氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法の規定に基づき議会の意見を求めるものでございます。

次に、議案第78号損害賠償の額を定めることについてでございます。

市政報告でも申し上げましたが、平成18年1月21日から22日にかけて、市道象潟長岡線消雪パ

イブ下流終点付近の路面にできた洗掘孔に自動車の車輪が衝突する事故が 14 件発生し、にかほ市象潟町字四隅池の斎藤知さんを初め 14 名の方々の自動車のタイヤなどが損傷したもので、幸い人身事故には至りませんでした。それぞれの方々に対する損害賠償額を合計で 22 万 1,085 円と定めることについて、地方自治法の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

議案第 79 号、同じく損害賠償の額を定めることについてでございます。

平成 18 年 2 月 7 日、市道象潟金浦線 T D K 物流前付近の路面にできた洗掘孔に自動車の車輪が衝突し、タイヤなどを損傷したもので、この場合は幸い人身事故には至りませんでした。にかほ市畑字福田の澁谷礼子さんに対する損害賠償額を 2 万 545 円と定めることについて、地方自治法の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

以上の 2 つの議案に関係する損害を受けられました方々に対しましては、この場をおかりしておわびを申し上げますとともに、今後、道路を含む施設の管理には万全を期すよう周知徹底を図ってまいりますので、ひとつよろしくお願いを申し上げます。

次に、議案第 80 号平成 17 年度にかほ市一般会計補正予算（第 3 号）でございます。

歳入歳出にそれぞれ 10 億 1,321 万 1,000 円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 91 億 6,336 万 7,000 円とするものでございます。象潟中学校建替事業及び象潟学校給食共同調理場建替事業の繰越明許費と地方債をそれぞれ追加補正するものでございます。歳入については、公立学校整備事業債 6 億 9,700 万円、基金繰入金 1 億 7,059 万 1,000 円などでございます。歳出については、象潟中学校建替事業の体育館建設工事請負費 5 億 9,545 万 5,000 円、象潟学校給食共同調理場建替事業の工事請負費 4 億 1,373 万 4,000 円などでございます。

次に、議案第 81 号平成 17 年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）でございます。

歳入歳出からそれぞれ 230 万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 17 億 2,398 万 7,000 円とするもので、公共下水道事業の繰越明許費を 9,000 万円とするほか、地方債の変更でございます。歳入は、下水道事業債の 230 万円の減額、歳出の主なものは、公有財産購入費 544 万 6,000 円の減額などでございます。

なお、補足説明については、担当の部課長などが行いますので、ひとつよろしくお願いを申し上げます。

議長（榊原均君） これから担当部長の補足説明を行います。

議案第 76 号及び議案第 77 号について、市民部長から補足説明を求めます。

市民部長（笹森和雄君） 補足説明としては別にございません。

議長（榊原均君） 次に、議案第 78 号及び議案第 79 号について、産業建設部長から補足説明を求めます。

産業建設部長（金子則之君） 議案第 78 号について御説明をいたします。

まず、市道象潟長岡線陥没事故に係るてんまつ等について御報告いたします。

最初の被害が発生したのは、1 月 21 日土曜日であります。最後の被害者が翌日 22 日午後 3 時 30 分で、この間、14 人の方がパンクなどの被害を受けております。被害連絡のあったのは 22 日日曜

日の午後3時に象潟庁舎に入りました。建設課職員に連絡の上、とりあえず土のう積みで対応し、翌23日に舗装補修材により復旧、後日さらにモルタルを充てんしております。

事故後、被害者への連絡をとりながら、誠心誠意を持って対応してまいりましたが、被害額については修理費の領収書をもとに算定し、全員の被害額を把握できたのは2月20日であり、被害額は44万2,163円であります。損害賠償については、市が加入している全国町村会総合賠償保険で対応いただくべく交渉してきましたが、道路管理者の有責割合は各種事故例の判例からも5割と判断されております。しかしながら、事故時の状況は、穴の中に水がたまっており、運転者には単なる水たまりと思われる状況でもありました。これら状況を総合的に判断し、判例による5割賠償では相当気の毒であると判断しまして、損害賠償額は有責割合5割とし、残り残額については慰謝料的性格の見舞金として支払い、結果、運転者の負担がないようになる示談を行いました。このことから、予算項目にも賠償金と扶助費の二本立てとなっておりますので、何とぞ御理解をいただきますようお願いをいたします。

続いて、議案第79号のかほ市畑の澁谷礼子さんについては、市道象潟金浦線TDK物流前の横断歩道付近において舗装の穴、直径50センチぐらい、深さ6センチぐらいに、軽乗用車輪が衝突し、左前後のタイヤ2本がパンクし、タイヤの亀裂、ホイールの損傷があったものです。議案第78号と同じような事故状況から、損害賠償額は被害額4万1,090円の有責割合5割として2万545円とするものであります。残額については見舞金としてお支払いするものであります。

よろしく申し上げます。以上です。

議長（榊原均君） 次に、議案第80号について総務部長から補足説明を求めます。

総務部長（須田正彦君） 議案第80号についての公立学校の象潟中学校の建てかえ事業の件でございますけれども、4ページをお開きいただきたいと思っております。第2表の繰越明許費の補正でございますけれども、今回、国の第2次補正における補正でありますので、繰越明許ということで、屋内運動場のほうを5億9,842万7,000円、そして、象潟学校給食共同調理場の建てかえ事業ということで、4億1,478万4,000円、合わせて10億1,321万1,000円を繰り越すものでございます。

第3表の地方債については歳入のほうで詳しく御説明を申し上げたいと思っております。

続きまして、8ページをお開きいただきたいと思っております。きのう市長のほうの説明でもありましたように、今回の象潟中学校の体育館についてでございますけれども、今回第2次の補正ということで、寒冷地及び塩害地域として、今回、耐震の塩害の防止の使用等、また、資材の選定等に当たり、通常の標準単価が16万200円の補助単価でございますけれども、今回そうした事由により50%増の補助単価24万300円で国に事業要望を今回補正予算でいたしているところでございます。こうした経緯もあり、予算については50%増の補正の予算で計上させていただいておりますけれども、ただし、体育館の採択に当たり、通常の標準単価での採択になりますと、国庫補助金及び繰入金の後日変更になることもあらかじめ皆様にお伝えしておき、御理解をいただきたいと思っております。

では、説明していきます。13款国庫支出金2項国庫補助金4目教育費国庫補助金でございますけれども、このものについては公立学校整備費補助金ということで、体育館については実施面積が

2,247 平米でございます。そのうち補助対象の面積となるのが 1,237 平米でございます。補助対象事業費が 3 億 22 万 3,000 円でございますけれども、その 3 分の 1 の補助ということで、1 億 7 万 4,000 円でございます。この体育館の建築基準単価は 26 万 5,000 円と算定されております。

続いて、給食費ですけれども、実施面積が 648 平米でございます。補助面積が 483 平米が資格内の補助面積として算定されております。建築基準単価が 54 万円でございます。この給食については新増築と改築ということで 2 分の 1 補助、3 分の 1 補助ということで面積が分けられております。2 分の 1 補助が 132 平米、そして 3 分の 1 補助が 351 平米ということで、2 分の 1 補助のほうの補助金が 1,372 万 1,000 円、そして改築分の 3 分の 1 補助が 2,432 万 4,000 円、また、この給食施設については附帯施設ということで、かま、ボイラー、調理台等が補助に含まれることとなります。こうした附帯施設の補助金が 750 万 1,000 円です。合わせて 4,554 万 6,000 円が今回給食の公立学校整備補助金として対象になる金額でございます。

17 款の繰入金でございます。基金繰入金でございますけれども、今回 1 億 6,945 万 3,000 円ほどの繰り入れを予定いたしております。10 月 1 日現在の象潟中学校の基金額は 5 億 412 万 8,000 円でございます。2 号補正で 540 万円ということで計上いたしております。今回 3 号補正で 1 億 6,945 万 3,000 円の繰り入れでございますので、3 月末の基金の残高については 3 億 2,927 万 5,000 円となります。また、18 年度当初予算で、参考までですけれども、1 億 4,900 万円当初繰り入れしておりますので、残額については 1 億 8,027 万 5,000 円が基金の繰り入れとなる予定でございます。

3 目の学校給食の共同調理場の建設基金の繰入金でございますけれども、このものについては 10 月 1 日現在の基金額が 8,000 万円ほどでございます。今回 113 万 8,000 円で、7,886 万 2,000 円の基金の 3 月末の現在高となります。

19 款の市債です。教育債でございますけれども、今回 6 億 9,700 万円ほどの起債を予定いたしております。市債については、体育館ということで補助分が資格分の面積分ということで 2 億 180 万円ほどでございます。そして、単独分が面積差が 371 平米、単価差ということで 2 万 4,700 円の単価差の計算いたしまして、1 億 2,880 万円の起債となります。建築単価については 26 万 5,000 円でございます。補助単価が 24 万 300 円で市債の計算をいたしているところでございます。また、給食につきましては、補助分といたしまして 6,230 万円ほどでございます。附帯施設の補助分が 5,630 万円、合わせて補助分の給食調理場の起債分が 1 億 1,860 万円、そして資格外ということで面積差の分が 3,430 万円が対象となります。また、単価差分として 2 億 1,520 万円ということで、合わせて 2 億 4,950 万円が資格外の起債の対象事業となっております。合計で給食共同調理場の起債については 3 億 6,810 万円でございます。

以上で歳入の項については終わります。

議長（榊原均君） 次に、教育次長から補足説明を求めます。次長。

教育次長（佐藤定夫君） 御説明いたします。

市長と総務部長の説明がありましたので、私のほうからは歳出の内容を若干お話ししたいと思います。

9 ページの 10 款 3 項 4 目象潟中学校建替事業費の内訳でございますけれども、旅費、それから役

務費、委託料、使用料、これにつきましては事務費としております。工事請負費につきましては、ただいま市長からも説明ありましたように、面積が体育館のほうで2,247平米、工事費が5億9,545万5,000円でございます。

学校給食共同調理場のほうでございますけれども、同じく12の役務費と委託料につきましては事務費分、工事請負費につきましては給食調理場の647平米分を計上いたしております。以上です。

議長（榊原均君） 次に、議案第81号について産業建設部長から補足説明を求めます。部長。

産業建設部長（金子則之君） 議案第81号について御説明をいたします。

繰越明許費を計上しております。4ページの第2表繰越明許費をごらんください。下水道事業として9,000万円を限度に繰越明許とするものであります。理由としては、芹田及び黒川中継ポンプ場建設工事が、強風などの悪天候及び予想以上の転石による矢板打ち込み工事に不測の日数を要したためと、設計業務委託が矢島ポンプ場、平沢ポンプ場の用地交渉が難航したため、設計着手が遅延したことにより年度内完成が困難となったために繰り越しをするものであります。繰り越しの工期予定としては18年の7月31日までの予定でございます。

8ページ、9ページをお開き願います。歳入は下水道事業債を230万円の減額であります。

歳出の公共下水道事業費の購入財産購入費ですが、仁賀保地区の鈴中継ポンプ場及び象潟地区の矢島中継ポンプ場の用地賠償費分544万6,000円を相続移転登記及び協議の年度内めどが立たなくなったために減額するものであります。これに伴い、収入の特定財源の下水道事業債を230万円減額し、一般財源分を予備費314万6,000円を増額し調整するものであります。以上でございます。

議長（榊原均君） これから質疑を行います。

議案第76号及び議案第77号についての質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） 質疑なしと認めます。これで議案第76号及び議案第77号の質疑を終わります。

次に、議案第78号についての質疑を行います。申し合わせにより付託が予想されます委員会に所属する議員は自粛をお願いしたいと思います。

議案第78号についての質疑を行います。質疑ありませんか。23番村上次郎議員。

23番（村上次郎君） 損害賠償の額、これは79号とも絡みがあるわけですが、まず、この通報、この経緯の説明、大分詳しくありましたので、流れはわかりました。しかし、この丸1日の間の事故ということですので、最初に通報した方はどなただったかということ、それから、この損害を受けた方々の把握の仕方、これは申告によるものか、あるいは調査によるものか、どちらもそれぞれ1件ずつ違う場合もあるかと思うんですが、その把握の仕方がどうだったかということ、それから、漏れがないかどうか、調査の仕方とのかかわりと含めて答弁をしてもらいたいと思います。以上です。

議長（榊原均君） 答弁、産業建設部長。

産業建設部長（金子則之君） 最初の事故の状況、だれかというふうなことでありますけれども、最初のときは1月22日の3時ころでございます。象潟のサービスセンターのほうに連絡が入ったと

いうことでありますが、その名前は私、今、この手持ちには持ってございません。日誌等には記載されておりますけれども。

それから、把握の仕方でありまして、ほとんど届け出による把握でございます。

それから、漏れがなかったかということですが、いろいろそのときによりガソリンスタンドだとか整備工場というふうなところにいるいろいろお話がありますので、その時点でそのような状況となれば届け出してもらおうというふうなことで、広報的なことはしてございません。以上でございます。

議長（榊原均君） 村上次郎議員。

23番（村上次郎君） 市のほうでの調査というのはなかったようで、届け出中心ということですが、これが確定した後に、「実は」というようなことでまた出てくるという心配がないのか、その辺の調査、あるいは調査の仕方、これでいいのかどうか、ちょっと心配な点があるわけです。というのは、その後、話を伝え聞いて、「実は」というようなことが出はしないかというようなことです。普通であれば、犯罪捜査などであれば、同じ道路に「こういうことがあったら連絡ください」というような立て看板などを立てたり、あるいは少し時間がかかっても広報等が知らせるというような方法などもあると思うんですが、その点についてはどうでしょうか。

議長（榊原均君） 答弁、産業建設部長。

産業建設部長（金子則之君） 確かに先ほど申しましたように、申告と、届け出ということで、JAFや、ガソリンスタンドの方々からも連絡があったと、それを伝え聞いたというようなこともありますし、現時点のところではちょっとどのくらいおるか知りませんが、泣き寝入りというふうな状況になるかと思えます。それで、ただいま御指摘のとおり、やはり現場のところについては、そういうふうな看板、またはこれからも広報的なことも、遅くなりましたけれども検討させていただきます。

議長（榊原均君） ほかに質疑ありませんか。 — 3番佐々木春男議員。

3番（佐々木春男君） 先ほど市長の説明で、今後このようなことはなくなるようにしますと、こう言っていましたけれども、一体原因というのは、我々は素人でわからないかもしれませんが、どうということなんでしょうか。

それから、過去にこういうことはありましたか。こういう陥没をして、道路を通ると非常に危険だというようなことが、あそここのところでありましたんでしょうかということです。

それから、原因がどうだということと、それから、この後の対策、もう絶対こういうことはないようにしたいということでしょうけれども、そのためにはどうするかというふうなことを考えておりますか。

議長（榊原均君） 答弁、産業建設部長。

産業建設部長（金子則之君） それでは、建設課長からその辺のところを答弁させていただきます。

議長（榊原均君） 答弁、建設課長。

建設課長（佐藤家一君） ただいまの質問で、原因、それから、過去にこういうことがあったか

どうかの例、それから、これからの対策ということ御指摘ありました。

原因については、凍結防止のための流水 — 散水を行っております、消雪パイプによって。その流水によって、ちょうど下流部で横断側溝でその水を受けるわけですけれども、その手前のところで亀裂が入りまして、そこから流水して洗掘が行われていったということになります。規模についても、10センチ程度の穴でありましたが、そこに水がたまっているような状態で、運転手はそこは単なる水たまりというふうな判断をしかねないような状況でありました。原因については流水が主な原因であります。

それから、過去の例でありますけれども、市になってからは今回が初めてであります。以前については、私、金浦なんですけれども、金浦ではこういうことはありませんでした。また、消雪パイプで消雪しているという箇所については象潟地区のみであり、この長岡線、それから中ノ沢、それから小砂川の3カ所であります。市が直接管理しているのはこの長岡線であり、残り2カ所については各集落が自主管理を行っている状況で、その状況についてはちょっと把握しておりません。そういうふうな状況があったかどうか。ただ、今まで修繕を行っていないということからはこういう事例はなかったのではないかと考えております。

それから、対策でありますけれども、日々、除雪パトロールだけじゃなくして、日々通年通して道路パトロールは行っております。仁賀保地区については、直営班6人の方が日々その道路を見回りながら修繕等行っております。象潟地区についても、建設課の職員が専門に見回りを行い、修繕等を行っております。また、金浦地区についても、臨時職員の方が道路パトロールを兼ね、また補修を行っている状況にあります。今後についてもパトロールを強化し、細部までそういう状況を確認しながら、こういうことのないように対応してまいりたいと、こう思います。

議長（榊原均君） ほかにありませんか。 — 4番竹内睦夫議員。

4番（竹内睦夫君） 今の3番議員の質問と若干重ね合わさる部分もありますけれども、今回のこの事故の原因、あるいはその経緯はよくわかりました。

で、私がお聞きしたいのは、いわゆる損害額が44万何がしというふうなことで確認された上で過失割合が50%。その上でさらに差額を見舞金という形で、いわゆる100%補てんするというふうな形は、これはこれまでこういったことがなかったのかというふうなことをお聞きしようと思ったんですけれども、それについてはまず別としまして、今後、あるいは現時点においてもこういったケースはままあり得ることじゃないかなと思います。いわゆる工事中の道路なんかであれば、立て看板、あるいはバリケード、さまざまな安全策を施されておりますので、これは工事施工者の云々というふうな形になろうかと思っておりますけれども、日常、我々、このにかほ市地域においても相当なキロ数の道路がございます。こうした中で不備がないということは言い切れない。いわゆるあちこちでいるんなものが散見されると思います。

例えば、わかりやすく言えば道路上に設置されているマンホール、こういったものが、いわゆるマンホールのがたですね。こういったものがはね上がって、前に車が破損したというケースも私も実際聞いております。それから、例えば消雪パイプが施されているところもございます。普通、ドライバーは消雪が施されているというふうなもので通行している。ところが、電気がストップして

いてきかなかったと。いわゆる滑ったと。そういったおかげでガードレールや、あるいはそのほかのところへ接触したりぶつかったり、そういったもろもろのケースがいろいろ考えられると思いますので、こうしたことに対する今回のこの100%補てんすると、いわゆる見舞金という形ではあるうとも、今後それぞれのケース・バイ・ケースによろうかと思えますけれども、こういった、相手方に、管理上の問題から損害を与えたということに対する責任云々というふうなものが、今後どういった形で対応されようとしているのか、また、今回は水たまりで見えなかったというふうな部分が大きなポイントになってはいるようなんですけれども、市長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

議長（榊原均君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） まあ予算を組む前にいろいろ議論しましたけれども、過失割合は5割、フィフティー・フィフティーだと。ただ、現場の状況からすると、今、竹内議員がおっしゃられたとおり、その当時は、本当にくぼ地なのか、ちょっとしたくぼ地で水がたまったのかわからない状態だった。そういうことも勘案して、今回示談に話を進めるためには、やはり今回の場合は全額市のほうで負担するしかないのではないかなということで、今回補正予算をお願いしているところでございます。

以前の話をしてしますと、やはり国道7号に上水道の管が埋まっていて、やっぱり管が破れて、吸い出しを食って、そこに大型トラックが突っ込んで、人身事故にはなりませんでしたが、そういった損害賠償を、確かに私の記憶では100%やった記憶があります。要するに、これは完全に、道路管理者という立場ではなくて、水道が漏れたという事業所の関係のほうで損害賠償をしたということも記憶があります。いずれにしても、今回の場合はちょっと被害に遭った方に100%負担してもらうのは酷だなということを考えましてお願いをしているところでございます。

今後いろいろパトロールを強化しながらそうしたことの事故のないように未然に防ぐことができるように、これからも努めてまいりたいと思います。

議長（榊原均君） 4番竹内睦夫議員。

4番（竹内睦夫君） 市長、努力されるというのはわかります。ですが、先ほど申し上げましたように、今回見舞金も含めて100%補てんすると。確かに50%では酷だなというふうなお気持ちも重々理解できます。ですが、100%補てんするということに、非常に今後におけるさまざまなケース・ケースのときに、これが今後大きく一つの前例、あるいは慣例として判断の材料になっていく部分があるんじゃないかと思えます。

もう少し二、三例を申し上げますと、道路上のグレーチングがちょっと曲がっていた。側溝に子供が足を入れた。そういうことも日々の中で考えられることはいっぱいあるわけですよ。そういうもろもろのことに對して、今回の100%補てんする - そのことが悪いということじゃないですけれども、もう少しきちとしたあれがなければ、今後いろんなそういうもろもろのことに對して非常に影響することがあるんじゃないかなと思われまので、なお一度お聞かせ願えればありがたいと思います。

議長（榊原均君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） 竹内議員のおっしゃること、もっともでございますけれども、これが前例とならないように、本来であれば損害賠償のところは全国の組合からいただくお金、共済からいただくお金は別としても、ここに四十数万円上げなければならないんですけれども、損害賠償としてはやっぱりフィフティー・フィフティーだと。そういう形をお願いして、まずお見舞金という形で予算措置しているわけですが、この形が私は前例という形にはしたくないという考え方を持っております。ですから、こういう予算の分け方をさせてもらいました。

議長（榊原均君） ほかにございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） これで議案第78号についての質疑を終わります。

次に、議案第79号についての質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） 質疑なしと認めます。これで議案第79号についての質疑を終わります。

次に、議案第80号についての質疑を行います。 — 17番竹内賢議員。

17番（竹内賢君） 何点が伺いたいと思います。

最初に、公立学校施設整備補助金の申請の仕方ということで、寒冷地、あるいは強い塩害ということでの通常の補助の50%増しで補助を求めているということでしたから、最近の例というか、そういうものが認められるというような状況がこれまであったのかどうかですね。それが1つであります。

それから、9ページのほうになりますが、いずれ — 9ページというか全体です。基本設計からの変更部分、基本設計は示されましたが、実施設計がこういうふうにしてできているわけですから、これがあったのかどうか。

それから、26億円から、きのうの説明では質問に対して、26億8,000万円に — おとといです — なったと、そういうお話でした。したがって、この8,000万円の増になった、何というか、理由というか、なぜこういうふうになったのか、増額になったことの原因というか、そういうものについて。

それから、校舎の実施設計の完成はいつになるのか、この点についてまず最初に伺いたいと思います。

議長（榊原均君） 答弁、総務部長。

総務部長（須田正彦君） 寒冷地についてお答えをいたします。寒冷地のほうについては通常ベースでは認められませんが、最近、その寒冷地の例えば塩害等、そういうものが認められるケースが多くなってきておりますので、県のほうといろいろ協議した段階で50%増でそういう協議をしたかどうかということの県からのアドバイスをいただいて、今回こういうような予算を立てさせていただいております。

議長（榊原均君） しばらく休憩します。

午前10時52分 休憩

午前 11 時 05 分 再 開

議長（榊原均君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁、教育次長。

教育次長（佐藤定夫君） お答えいたします。

初めに、金額の差ということでございましたけれども、実際、基本設計の予定額でもってのせておりましたけれども、いろいろ設計内容につきましては余り変わりはないのでありまして、この段階に入るまでの手順としての差額が出たものと思っております。実際、実施設計が今できておるのは、体育館と給食調理場の分につきましては2月いっぱい完了しております、今回の予算に反映いたしておりますけれども、校舎分につきましては変更ありましたので、3月いっぱいまでかかって実施設計を完了するというにいたしております。以上です。

議長（榊原均君） 竹内賢議員。

17番（竹内賢君） 今の説明、申しわけないんですが、ちょっとわからないんです。というのは、22億5,000万円と3億5,000万円でしたね。いわゆる校舎と体育館が22億5,000万円、それから給食センターが3億5,000万円。基本設計の1月31日の説明ではそういうことだったはずですよ。それが26億8,000万円というふうに、確かに私は聞いたわけですよ。すると、8,000万円というのは大きい額です。今のお話ですと、校舎の実施設計については変更はあります。したがって、3月中に完成と、実施設計は、体育館と学校給食の調理場については変更は、大きな変更は — 大きな変更というか、なかったというお話でした。そうすると、8,000万円という額の増というのは校舎のほうなんでしょうか。今の説明ではもろもろのというような説明でしたけれども、ちょっと説明不足じゃないですか。

議長（榊原均君） 答弁、教育次長。

教育次長（佐藤定夫君） 昨日説明いたしました事業費につきましては、現段階での額ということで26億8,000万円、参考に説明いたしましたけれども、体育館と給食調理場につきましては実施設計どおりの額でありまして、差額の8,000万円につきましてはいろいろ積み上げされた額になるのではないかと考えております。

議長（榊原均君） 次長、ちょっともう少しわかりやすく答弁お願いしたいと思います。

答弁、市長。

市長（横山忠長君） 基本設計の段階では、つかみの金をまず議員の皆さんにお知らせしているわけですよ。それから、確かに8,000万円という金は大きいです。大きいですが、全体の事業費に占める割合というのは、例えば26億で計算すると3%ぐらいなわけですよ。8,000万円というお金は、やはりいろんな部材を、実施設計になって、いや、ここはこういう部材にしたほうがいいのか、あるいはしたほうがいいのかという形になっていけば必ず金というのは動くんです。ですから、このあたりは実施設計に行く段階では動いていきますので、基本設計とは若干 — 額は大きいですが、8,000万円という額は大きいんですけれども、全体の事業費からするとパーセント

に占める割合というのはそんなに大きくはないんですよ。そのあたりは少し御理解をお願いしたいと思います。

議長（榊原均君） 竹内賢議員。

17番（竹内賢君） 私、8,000万円が上積みになったからどうこうということじゃないんですよ。どういう部分がどうなったのかということの説明をいただければということで、積み上げという話でしたから。次長は積み上げというお話でした。今、市長は、例えばこここのところをこういうふうにして直した場合はどのぐらいになったとか。だから、1つ、2つでもいいですから、ここはこういうふうにして校舎の場合は直されるというか、基本設計から実施設計になった場合、こういうふうになると、そういう形のやつが1つ、2つでも説明をしていただければありがたいんですが。

議長（榊原均君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） そのことについては、基本設計の段階からどういう部分が変わったか、私もまだ聞いておりません。ですから、そのあたりは後でお知らせをしたいと思います。

議長（榊原均君） ほかにございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） これで議案第80号についての質疑を終わります。

次に、議案第81号についての質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） 質疑なしと認めます。これで議案第81号についての質疑を終わります。

これで質疑を終わります。

これから議案第76号人権擁護委員候補者の推せんについての討論、採決を行います。

議案第76号人権擁護委員候補者の推せんについては人事案件です。本案は申し合わせにより討論を省略し、直ちに採決します。

この採決は起立採決によって行います。議案第76号人権擁護委員候補者の推せんについては、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

【賛成者起立】

議長（榊原均君） 起立全員です。したがって、議案第76号人権擁護委員候補者の推せんについては、原案のとおり可決されました。

次に、議案第77号人権擁護委員候補者の推せんについての討論、採決を行います。

議案第77号人権擁護委員候補者の推せんについては人事案件です。本案は申し合わせにより討論を省略し、直ちに採決します。

この採決は起立採決で行います。議案第77号人権擁護委員候補者の推せんについては、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

【賛成者起立】

議長（榊原均君） 起立全員です。したがって、議案第77号人権擁護委員候補者の推せんについては、原案のとおり可決されました。

日程第16、決算特別委員会の設置を議題とします。

お諮りします。にかほ市議会委員会条例第 6 条の規定により、議案第 29 号から議案第 57 号の審査のため、議長を除く 44 人をもって構成する決算特別委員会を設置したいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

決算特別委員長が決まるまで、にかほ市議会委員会条例第 10 条第 2 項の規定により、年長議員から司会をお願いします。27 番佐々木弥四夫議員。

しばらく休憩します。

午前 11 時 15 分 休 憩

平成18年度決算特別委員会会議録

出席委員(44名)

1番	佐々木	勇	2番	黒田	直孝
3番	佐々木	春男	4番	竹内	睦夫
5番	飯尾	明芳	6番	荘司	範彦
7番	佐藤	元	8番	斎藤	和夫
9番	池田	甚一	10番	板垣	英雄
11番	宮本	久美子	12番	工藤	久市
13番	加藤	照美	14番	長谷川	誠
15番	佐々木	正雄	16番	佐々木	正勝
17番	竹内	賢	19番	池田	好隆
20番	梶原	澄夫	21番	伊藤	知
22番	佐々木	正己	23番	村上	次郎
24番	山田	明	25番	高橋	二郎
26番	飯尾	善紀	27番	佐々木	弥四夫
28番	佐藤	功	29番	佐藤	文昭
30番	小川	正文	31番	本藤	敏夫
32番	佐藤	範義	33番	菊地	衛
34番	宮崎	信一	35番	伊藤	晃
36番	須田	鉄郎	37番	佐々木	元
38番	齋藤	信義	39番	池田	敏郎
40番	佐々木	正明	41番	市川	雄次
42番	佐々木	栄	43番	佐々木	春男
44番	須田	金一	46番	佐々木	正勝

議会事務局職員

議会事務局長 竹内 享一 参事 佐藤 正
庶務係長 藤谷 博之 主査 佐々木 美佳

説明員

市 長	横 山 忠 長	教 育 長	三 浦 博
総 務 部 長	須 田 正 彦	市 民 部 長	笹 森 和 雄
産 業 建 設 部 長	金 子 則 之	象 潟 市 民 サ ー ビ ス セ ン タ ー 長	松 野 勝 弘
仁 賀 保 市 民 サ ー ビ ス セ ン タ ー 長	阿 部 五 郎	金 浦 市 民 サ ー ビ ス セ ン タ ー 長	三 浦 忠 彦
教 育 次 長	佐 藤 定 夫	ガ ス 水 道 局 長	宮 崎 俊 雄
消 防 長	高 橋 誠	総 務 課 長	斎 藤 隆 一
企 画 課 長	竹 内 規 悦	財 政 課 長	佐 藤 好 文
税 務 課 長	佐 藤 縫 子	情 報 シ ス テ ム 課 長	池 田 史 郎
収 入 役 室 長 収 入 役 職 務 代 理 者	斎 藤 乃 里 子	選 挙 管 理 委 員 会 長 事 務 局 長	佐 藤 正 記
国 体 推 進 室 長	佐 々 木 秀 明	市 民 課 長	木 内 利 雄
生 活 環 境 課 長	佐 藤 侑	清 掃 セ ン タ ー 長	柴 田 正 彦
健 康 福 祉 課 長	阿 部 洋 子	福 祉 事 務 所 長	佐 藤 秀 男
農 林 課 長	大 場 久	農 漁 村 整 備 課 長	伊 藤 賢 二
商 工 課 長	斎 藤 芳 克	観 光 課 長	長 谷 山 良
農 業 委 員 会 事 務 局 長	斎 藤 利 秀	建 設 課 長	佐 藤 家 一
都 市 整 備 課 長	阿 部 誠 一	下 水 道 課 長	佐 々 木 義 明
教 育 委 員 会 学 校 教 育 課 長	佐 藤 和 広	社 会 教 育 課 長	斎 藤 俊
文 化 財 保 護 課 長	安 倍 溥	仁 賀 保 公 民 館 長	岩 井 敏 一
象 潟 公 民 館 長	佐 藤 文 一	フ ェ ラ イ ト 子 ど も 科 学 館 長	森 浩 一
白 瀬 記 念 館 長	佐 藤 金 矢	象 潟 体 育 館 長	斎 藤 弘
管 理 課 長	本 間 正 志	事 業 課 長	須 田 登 美 雄
熱 量 変 更 推 進 室 長	小 柳 伸 光	消 防 次 長	佐 藤 吉 晴
消 防 署 長	下 居 和 夫	消 防 総 務 課 長	中 津 博 行
消 防 予 防 課 長	佐 藤 松 雄	消 防 警 防 課 長	北 岡 二 人
消 防 通 信 指 令 課 長	三 浦 菊 雄		

.....

午前 11 時 15 分 開 会

年長委員（佐々木弥四夫君） にかほ市議会委員会条例第 10 条第 2 項の規定により、決算特別委員会の委員長が決まるまで、私が司会することになっておりますので、よろしくお願いいたします。

ただいまの出席委員は44名であります。したがって、にかほ市議会委員会条例第16条で規定する定足数に達しておりますので、ただいまから決算特別委員会を開会いたします。

委員長及び副委員長の選任についてを議題とします。

お諮りいたします。委員長、副委員長の選任は、申し合わせにより、決算特別委員会委員長に46番佐々木正勝委員を推薦いたします。

同じく副委員長には、各常任委員会の副委員長が交代で務めることになっておりますので、39番池田敏郎委員を推薦いたします。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

年長委員（佐々木弥四夫君）異議なしと認めます。したがって、委員長には46番佐々木正勝委員を、副委員長には39番池田敏郎委員が決定いたしました。

ただいま46番佐々木正勝委員、39番池田敏郎委員は議場におられますので、本席から、にかほ市議会会議規則第32条第2項の規定に準じて告知いたします。

これもちまして私の職務を終わります。どうもありがとうございました。

【年長委員（佐々木弥四夫君）委員長席を退き、決算特別委員長（佐々木正勝君）委員長席に着く】

決算特別委員長（佐々木正勝君）ただいま指名されました46番佐々木正勝です。

決算特別委員会は、旧町の決算審査を旧町の議員で構成する旧仁賀保町決算特別小委員会、旧金浦町決算特別小委員会、旧象潟町決算特別小委員会を設置し、また、旧消防組合、旧衛生施設組合の決算審査については、旧組合議会議員で構成する旧消防組合決算特別小委員会、旧衛生施設組合決算特別小委員会を設置し、決算特別委員会に付託予定の議案第29号から議案第57号まで、それぞれの決算特別小委員会で審査をお願いしたいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

決算特別委員長（佐々木正勝君）異議なしと認めます。したがって、そのように決定いたしました。

決算特別小委員会は、ただいまのところ正副委員長が欠けたときに該当しますので、本職において各決算特別小委員会を招集します。正副委員長を互選して報告願いたいと、かように思います。

旧仁賀保町決算特別小委員会は、公民館2階第1研修室、旧金浦町決算特別小委員会は、公民館1階視聴覚室、旧象潟町決算特別小委員会は、公民館2階会議室であります。

なお、旧町の決算特別小委員会終了後に、旧消防組合決算特別小委員会を公民館2階第1研修室で、旧衛生施設組合決算特別小委員会を公民館2階会議室で行いますので、よろしく願い申し上げます。

しばらく休憩いたします。

午前11時21分 休憩

午前11時45分 再開

決算特別委員長（佐々木正勝君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

各決算特別小委員会の正副委員長を報告いたします。

旧仁賀保町決算特別小委員会委員長佐藤文昭議員、副委員長加藤照美議員、旧金浦町決算特別小委員会委員長佐々木元議員、副委員長斎藤和夫議員、旧象潟町決算特別小委員会委員長佐々木正明議員、副委員長長谷川誠議員、旧消防組合決算特別小委員会委員長 3 番佐々木春男議員、副委員長伊藤晃議員、旧衛生施設組合決算特別小委員会委員長工藤久市議員、副委員長菊地衛議員。以上のとおり決定いたしました。

これで決算特別委員会を散会いたします。

午前 11 時 46 分 散 会

.....

午前 11 時 48 分 再 開

議長（榊原均君） 休憩前に引き続き会議を開きます。
昼食のため 1 時まで休憩いたします。

午前 11 時 48 分 休 憩

午後 1 時 00 分 再 開

議長（榊原均君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 17、一般会計予算特別委員会の設置を議題とします。

お諮りします。にかほ市議会委員会条例第 6 条の規定により、議案第 58 号及び議案第 66 号、議案第 80 号の審査のため、議長を除く 44 人をもって構成する一般会計予算特別委員会を設置したいと思ひます。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

一般会計予算特別委員長が決まるまで、にかほ市議会委員会条例第 10 条第 2 項の規定により、年長議員から司会をお願いします。27 番佐々木弥四夫議員。

しばらく休憩いたします。

午後 1 時 01 分 休 憩

.....

平成18年度一般会計予算特別委員会会議録

出席委員(44名)

1番	佐々木	勇	2番	黒田	直孝
3番	佐々木	春男	4番	竹内	睦夫
5番	飯尾	明芳	6番	荘司	範彦
7番	佐藤	元	8番	斎藤	和夫
9番	池田	甚一	10番	板垣	英雄
11番	宮本	久美子	12番	工藤	久市
13番	加藤	照美	14番	長谷川	誠
15番	佐々木	正雄	16番	佐々木	正勝
17番	竹内	賢	19番	池田	好隆
20番	梶原	澄夫	21番	伊藤	知
22番	佐々木	正己	23番	村上	次郎
24番	山田	明	25番	高橋	二郎
26番	飯尾	善紀	27番	佐々木	弥四夫
28番	佐藤	功	29番	佐藤	文昭
30番	小川	正文	31番	本藤	敏夫
32番	佐藤	範義	33番	菊地	衛
34番	宮崎	信一	35番	伊藤	晃
36番	須田	鉄郎	37番	佐々木	元
38番	齋藤	信義	39番	池田	敏郎
40番	佐々木	正明	41番	市川	雄次
42番	佐々木	栄	43番	佐々木	春男
44番	須田	金一	46番	佐々木	正勝

.....

議会事務局職員

議会事務局長	竹内	享一	参	事	佐藤	正
庶務係長	藤谷	博之	主	査	佐々木	美佳

.....

説明員

市長	横山 忠 長	教育 長	三浦 博
総務部長	須田 正 彦	市民部長	笹森 和 雄
産業建設部長	金子 則 之	象潟市民サービスセンター長	松野 勝 弘
仁賀保市民サービスセンター長	阿部 五 郎	金浦市民サービスセンター長	三浦 忠 彦
教育次長	佐藤 定 夫	ガス水道局長	宮崎 俊 雄
消防 長	高橋 誠	総務課長	斎藤 隆 一
企画課長	竹内 規 悦	財政課長	佐藤 好 文
税務課長	佐藤 縫 子	情報システム課長	池田 史 郎
収入役室長 収入役職務代理者	斎藤 乃 里 子	選挙管理委員会 事務局 長	佐藤 正 記
国体推進室長	佐々木 秀 明	市民課長	木内 利 雄
生活環境課長	佐藤 侂	清掃センター長	柴田 正 彦
健康福祉課長	阿部 洋 子	福祉事務所長	佐藤 秀 男
農林課長	大場 久	農漁村整備課長	伊藤 賢 二
商工課長	斎藤 芳 克	観光課長	長谷山 良
農業委員会事務局長	斎藤 利 秀	建設課長	佐藤 家 一
都市整備課長	阿部 誠 一	下水道課長	佐々木 義 明
教育委員会 学校教育課長	佐藤 和 広	社会教育課長	斎藤 俊
文化財保護課長	安倍 溥	仁賀保公民館長	岩井 敏 一
象潟公民館長	佐藤 文 一	フェライト子ども 科学館 長	森 浩 一
白瀬記念館長	佐藤 金 矢	象潟体育館長	斎藤 弘
管理課長	本間 正 志	事業課長	須田 登 美 雄
熱量変更推進室長	小柳 伸 光	消防次長	佐藤 吉 晴
消防署長	下居 和 夫	消防総務課長	中津 博 行
消防予防課長	佐藤 松 雄	消防警防課長	北岡 二 人
消防通信指令課長	三浦 菊 雄		

午後1時01分 開 会

年長委員（佐々木弥四夫君） にかほ市議会委員会条例第10条第2項の規定により、一般会計予算特別委員会の委員長が決まるまで、私が司会をすることになっております。

ただいまの出席委員は44名であります。したがって、にかほ市議会委員会条例第16条で規定する定足数に達しております。ただいまから一般会計予算特別委員会を開会いたします。

委員長及び副委員長の選任についてを議題とします。

お諮りいたします。委員長、副委員長の選任は、申し合わせにより、一般会計予算特別委員会委員長に46番佐々木正勝委員を推薦いたします。

同じく副委員長には、各常任委員会の副委員長が交代で務めることになっておりますので、17番竹内賢委員を推薦いたします。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

年長委員（佐々木弥四夫君）異議なしと認めます。したがって、委員長には46番佐々木正勝委員を、副委員長には17番竹内賢委員が決定いたしました。

46番佐々木正勝委員、17番竹内賢委員は議場におられますので、本席から、にかほ市議会会議規則第32条第2項の規定に準じて告知いたします。

これをもって私の職務を終わらせていただきます。終わります。

【年長委員（佐々木弥四夫君）委員長席を退き、一般会計予算特別委員長（佐々木正勝君）委員長席に着く】

一般会計予算特別委員長（佐々木正勝君）ただいま指名されました46番佐々木正勝でございます。

一般会計予算特別委員会は、にかほ市議会委員会条例の定める常任委員会を一般会計予算特別小委員会に改め、一般会計予算特別委員会に付託予定の議案第58号及び議案第66号、議案第80号の審査をお願いしたいと思います。御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

一般会計予算特別委員長（佐々木正勝君）異議なしと認めます。したがって、そのように決定いたしました。

これで一般会計予算特別委員会を散会いたします。

午後1時05分 散 会

.....

午後 1 時 06 分 再 開

議長（榊原均君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 18、議案及び陳情の付託を議題とします。

ただいま議題になっています議案第 2 号から議案第 75 号まで、及び議案第 78 号から議案第 81 号まで、お手元に配りました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会及び一般会計予算特別委員会、決算特別委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

次に、陳情第 1 号及び陳情第 2 号までの 2 件は、お手元に配りました陳情文書表のとおり、総務常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。

午後 1 時 07 分 散 会